

令和8年度第7回食糧用輸入麦等の特別売買契約に係る見積合せについて（輸入区分Ⅲ：日米貿易協定分（小麦）、CPTPP経済連携協定分（小麦）及び通常分（小麦））

1. 見積合せに関する事項

輸入区分	種類	契約予定数量 (トン)	船積期限及び引渡期限
Ⅲ：日米貿易協定分	アメリカ産食糧用小麦	60,000	船積期限： 令和9年2月15日（月）まで （国庫債務負担行為の場合は、令和9年4月30日（金）まで） 引渡期限： 令和9年3月11日（木）まで （国庫債務負担行為の場合は、令和9年4月1日（木）以降、同年5月27日（木）まで）
Ⅲ：CPTPP経済連携協定分	カナダ産食糧用小麦	30,000	
	オーストラリア産食糧用小麦	21,829	
Ⅲ：通常分	食糧用小麦	8,171	

（注）アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査を実施し、その結果を農産局長に報告すること。

2. 見積合せの受付、見積書提出の場所及び日時

（1）場所 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

（2）日時 令和8年10月16日（金） 午後1時45分～2時30分